

業務委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託
- 2 業務場所 県北浄化センター（福島県伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）ほか
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 業務委託料 金 円也
- （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）
- 5 契約保証金 金 円

上記の業務委託について、発注者 福島県 と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月 日

発注者 住所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
氏名 福島県
福島県県北流域下水道建設事務所
所長 高坂 宏哉 印

受注者 住所
氏名

印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、契約図書(別冊業務要求水準書、一般仕様書、技術提案書及び質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び契約図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約図書に定める業務(以下「業務」という。)を第3条に定める履行期間及び業務準備期間に行うものとし、発注者は、その業務委託料を受注者に支払うものとする。
 - 3 発注者は、その意図する業務を完遂させるため、業務に関する指示を受注者又は第11条に定める受注者の総括責任者等に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の総括責任者等は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
 - 4 受注者は、この契約書若しくは契約図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、契約図書に定める業務要求水準を遵守し、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
 - 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この契約書及び契約図書に定める時刻は、日本標準時とする。
 - 10 この契約書及び契約図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 14 受注者が、法人又は組合の代表者名義をもって契約している場合において、その代表者に変更があったときは、速やかにその名義変更に係る登記事項証明書その他のこれを証する書面を添えて、その旨を発注者に届け出なければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
 - 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定及び契約図書に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行期間及び業務準備期間)

第3条 履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 令和6年3月1日から業務開始日の前日までを業務準備のための期間(以下「業務準備期間」という。)とし、受注者の費用により、契約図書に定める業務開始のための準備を行うものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項及び第6項の規定は、発注者が、福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第167条の規定により契約保証金を免除した場合(同条第1項第2号又は第3号に掲げる場合に該当し免除した場合を除く。)は適用しない。
 - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。
 - 4 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第45条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - 7 契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、この契約書及び契約図書に定める報告書、業務記録、データ等(以下「成果物」という。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由

に公表することができる。

- 3 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項及び第50条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを無償で利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第7条 受注者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、契約図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する業務を完遂させるための受注者又は受注者の総括責任者等に対する業務に関する指示
 - (2) この契約書及び契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括責任者等との協議
 - (4) 契約図書に基づく本件業務の履行のための物品、図書類の交付、又は受注者が作成した計画書、報告書等の承諾
 - (5) 業務の進捗の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の

内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、契約図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(第三者機関による履行確認等)

第10条 発注者は、必要な技術力等を有すると認めた第三者機関に、本業務の履行確認及び監督員を委任することができる。この場合、受注者は、この第三者機関の履行確認を受けるとともに、その指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、第三者機関を定めた場合には、担当する職員の氏名その他必要な事項を受注者に通知しなければならない。

(総括責任者及び副総括責任者)

第11条 受注者は、業務における技術上の一切の事項を処理する総括責任者及び補佐する副総括責任者(以下「総括責任者等」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも、同様とする。

- 2 総括責任者等の職務は、契約図書による。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(社内審査員)

第12条 受注者は、成果物の内容の技術上の審査を行う社内審査員を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。社内審査員を変更したときも、同様とする。

- 2 社内審査員は、前条第1項に規定する総括責任者等を兼ねることができない。

(総括責任者等に対する措置請求)

第13条 発注者は、総括責任者等若しくは社内審査員又は受注者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(事業実施計画)

第14条 受注者は、契約図書に基づき事業実施計画を作成し、発注者に提出しなければならない。発注者は、事業実施計画を受理した日から7日以内に審査し、この契約図書に照らして不相当と認められる場合はその変更を求め、又はこの契約を解除することができる。

- 2 発注者は、受注者が事業実施計画に基づき業務を行っていない恐れがあると判断した場合、受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、事業実施計画に基づく業務が行われていないと認めた場合、発注者は、受注者に是正(事業実施計画の変更を含む。)を求め、又はこの契約を解除することができる。
- 3 受注者は、発注者の承諾を受けた場合に限り、事業実施計画を変更することができる。

(施設への立ち入り等)

第15条 発注者は、随時、自らの費用で、自ら又は検査等の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた第三者機関に委託することにより、環境計測を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は、受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

- 2 発注者は、随時、自ら又は検査等の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた第三者機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能についての検査又は受注者の業務遂行状況についての履行確認を行うために施設へ立ち入ること、及び適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は、受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は使用できる備品、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格は、契約図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、契約図書に定めるところにより、業務の完了、契約図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(契約図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が契約図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、契約を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 契約図書の施設内容又は業務内容が相互に一致しないこと。
- (2) 契約図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 契約図書の表示が明確でないこと。

- (4) 履行上の制約等契約図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 契約図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、契約図書の訂正又は変更を行い、受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により契約図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者からの契約図書の変更）

- 第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、契約図書の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日の 3 ヶ月前までに変更案（業務委託料部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の変更案を受領してから 1 ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する業務委託料部分の見積りを提出するものとする。
 - 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから 1 ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、契約図書の変更を行うものとする。
 - 4 発注者が見積りを承諾しない旨受注者に対して通知した場合、発注者と受注者との協議により契約図書の変更を行うものとする。本項の協議が成立しない場合、発注者は契約図書の変更の撤回又は、契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。
 - 5 第 1 項及び第 2 項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。
 - 6 第 3 項又は第 4 項により契約図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者からの契約図書の変更）

- 第 20 条 受注者は、契約図書の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日の 3 ヶ月前までに変更案（業務委託料部分の見積りを含む。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから 1 ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、発注者は、契約図書の変更を行うものとする。
 - 3 前項により契約図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約を変更しなければならない。

（業務の中止）

- 第 21 条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象、並び

に契約図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を著しく超えるもので、発注者及び受注者の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により施設等が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは契約を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受注者の提案）

第22条 受注者は、契約図書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき契約図書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、契約図書の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により契約図書が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約を変更しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第23条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第24条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（社会経済状況の変動に基づく業務委託料の変更）

第25条 発注者及び受注者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 発注者及び受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残業務委託料（業務委託料から当該請求時の出来形部分に相応する業務委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金

又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残業務委託料の1000分の15を超える額につき、業務委託料の変更に応じることができる。

- 3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、業務委託料の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、業務委託料の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、設備等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は設備等が不相当であるこ

と等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない理由により第三者に及ぼした損害（契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第29条 不可抗力により、業務の履行の障害、施設又は貸与品等に損害、受注者の所有物等の損害（以下「損害等」という。）が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害等（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害等の状況が確認されたときは、損害等による費用の負担を発注者に請求することができる。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第17条から第22条まで、第26条、第27条又は前条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書を変更することができる。この場合において、契約図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務報告及び検査）

第31条 受注者は、契約図書に定める書類及び帳簿（以下「業務報告書等」という。）を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、業務報告書等の提出があったときは、その日から10日以内に検査を行い、受注者にその結果を通知するものとする。
- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、ただちに是正を行い、業務報告書等を再提出しなければならない。この場合においては、前項を準用する。

（業務委託料の支払）

第32条 業務委託料の各月金額は、別記1のとおりとする。

- 2 受注者は、発注者に月間業務完了報告書（様式第1号）を提出し、前条第2項の検査に合格したときは、請求書（様式第2号）により業務委託料の支払を請求することができる。

- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(第三者による代理受領)

第 33 条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている委任状の添付があるときは、当該第三者に対して前条の規定に基づく支払をしなければならない。

(業務委託料の減額)

第 34 条 発注者は、受注者が契約図書に示す業務要求水準又は技術提案を達成できないとき（以下「要求水準等未達」という。）は、別記 2 に定めるところにより、発注者が支払う業務委託料の額を減額することができる。ただし、受注者の責に帰することができない場合は、この限りではない。

(履行期間満了に伴う措置)

第 35 条 履行期間満了により契約を終了する場合、受注者は契約図書に定める引継ぎを行うものとする。

- 2 発注者は、自ら又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた第三者機関に委託することにより、履行期間満了の 90 日前から 30 日前までの期間内において発注者が決定した日に、契約図書に定める施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、契約図書を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。この場合、発注者は、施設機能の評価を実施した日から 30 日以内に、請求するものとする。
- 3 前項の評価後契約終了時まで、本件施設について契約図書に定める維持管理要求水準違反が生じた場合、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。この場合、発注者は、契約終了後 30 日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 36 条 受注者の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、第 32 条第 1 項の額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、第 32 条第 3 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第 37 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 39 条又は第 40 条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償

しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 38 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 総括責任者等を配置しなかったとき。
- (2) 受注者の責に帰すべき事由により、契約図書に定める業務要求水準が達成できないと明らかに認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 39 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (3) 受注者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号)第 4 条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第 41 条又は第 42 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時水インフラ運転管理業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第 40 条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 第 45 条第 1 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（受注者の催告による解除権）

第 41 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 42 条 受注者は、第 21 条の規定による業務の中止期間が 6 月を超えたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（解除の効果）

第 43 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した場合において、当該既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 44 条 契約が解除された場合においては、第 35 条を準用する。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品

を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する機械器具、仮設物その他の物件（第7条第2項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は受注者が負担する。
- 5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。
- 6 第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条、第39条、第40条又は次条第2項によるときは発注者が定め、第37条、第41条又は第42条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第45条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第38条又は第39条の規定によりこの契約が解除されたとき

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第39条第6号及び第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約）

第46条 受注者は、第40条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第40条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合

(2) 第 40 条第 1 項第 3 号のうち、受注者に対して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 発注者は、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第 1 項の責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第 47 条 受注者は、第 41 条又は第 42 条の規定によりこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第 48 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の延滞金を徴収する。

(保険)

第 49 条 発注者は、別記 3 の保険に加入をする。また、受注者は、契約図書に基づく保険に加入するものとし、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを業務開始前に発注者に提示しなければならない。

(情報の保護)

第 50 条 受注者は、この契約の業務に関して知り得た情報をこの契約の業務以外のために第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 4 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第 51 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 52 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

別記1（第32条第1項関係）

- 1 本契約において、各会計年度における業務委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和5年度 金 0円
令和6年度 金 円
令和7年度 金 円
令和8年度 金 円

業務委託料を設計額（官積算額）で按分した額とします。

令和〇年度の支払額＝

$$\text{業務委託料} \times \frac{\text{設計額のうち令和〇年度分の額}}{\text{設計額}}$$

- 2 各会計年度の各月支払額

4月から2月は、上記1の各会計年度支払額の12分の1の額（1円未満の端数は切り捨て）とする。なお、3月分については、上記1の各会計年度支払額から、4月から2月までの支払額を引いた額とする。

- 3 変更契約による業務委託料の増減額については、発注者と受注者とが協議して各月支払額を決定する。

別記2（第34条関係）

1 放流水質

- (1) 業務要求水準未達の場合に、各年度単位に業務委託料の減額を行う。
(2) 未達期間は、業務要求水準書による未達放流水の採取日から基準内放流水採取日までの年度合計日数とする。
(3) 減額業務委託料は、該当年度の業務委託料÷該当年度の日数×上記(2)の日数とし、1円未満は切り捨てる。
(4) 該当年度の3月分の業務委託料から上記(3)の額を減額する。

2 汚泥含水率

- (1) 年間平均汚泥含水率が、業務要求水準書に定める年間平均値又は技術提案書に示す年間平均値を未達の場合に、各年度単位に業務委託料の減額を行う。
(2) 減額業務委託料は、該当年度業務委託料×1.9%とし、1円未満は切り捨てる。
(3) 該当年度の3月分業務委託料から上記(2)の額を減額する。

3 電気使用量

- (1) 受注者が技術提案書に示す年間削減率が未達の場合は、各年度単位に業務委託料の減額を行う。なお、年間削減率を技術提案しない時は、一般仕様書別紙3の年間予定使用量を超えた場合とする。
(2) 減額業務委託料は、該当年度業務委託料×1.6%とし、1円未満は切り捨てる。
(3) 該当年度の3月分業務委託料から上記(2)の額を減額する。

4 薬剤使用量

- (1) 受注者が技術提案書に示す年間削減率が未達の場合は、各年度単位に業務委託料の減額を行う。なお、年間削減率を技術提案しない時は、一般仕様書別紙3の年間予定使用量を超えた場合とする。
(2) 減額業務委託料は、該当年度業務委託料×0.2%とし、1円未満は切り捨てる。
(3) 該当年度の3月分業務委託料から上記(2)の額を減額する。

別記3（第49条関係）

発注者は、公益社団法人日本下水道協会取扱いの「日本下水道協会下水道賠償責任保険」及び公益財団法人都道府県センター取扱いの「建物共済」に加入する。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報

が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

令和 年 月 日

福島県県北流域下水道建設事務所長

住所
受注者
氏名

印

月間業務完了報告書（令和 年 月分）

令和 年 月 日 次の業務を終了したので、報告します。

委託業務名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託
業務場所	県北浄化センター（伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）ほか
委託料	金 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額） 金 円
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
今回報告期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

福島県県北流域下水道建設事務所長

適格請求書発行事業者登録番号 有 無
登録番号

受注者 住 所

氏 名

印

請求書（令和 年 月分）

次のとおり請求します。

委託業務名	流域下水道（県北処理区）維持管理業務委託
業務場所	県北浄化センター（伊達郡国見町大字徳江字上悪戸46番地の1）ほか
請求金額	金 円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
	金 円 税率10% 税抜価格 円 消費税 円
内 訳	

振込先

金融機関名称		支店名称	
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			